

①平成30年5月10日付 安総第140号 情報公開請求却下通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年4月24日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断[法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨にて、平成29年4月30日に利用した[]から東結までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

さらに、平成30年5月14日付で、追加証拠書類として『平成30年5月10日付 安総第140号情報公開請求却下通知書の写し』が提出された。この追加書類は、平成30年3月6日付で本監査請求人が本監査請求におけるタクシー使用が公務であったことを証する一切の書面として情報公開請求を行ったが、それに該当する行政情報は存在しないとして却下の決定がされた旨を記載した通知書である。

これを受け、請求人は、対象事項が公務で利用したことが証されなければ、安八町に損害が発生したとして、それを補填することを主張している。

以上より、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月10日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、5月7日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

(1) 監査対象事項

法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る公金の支出が町に損害を与えたかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに安八町長及び関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 タクシーチケットについて

タクシーチケットの使用等に関する規則等特段の定めはない。

タクシーチケットは町長が所持している。

タクシー業者から毎月送付される当該月分のタクシーチケット利用分の請求書に基づいて、総務課担当が支出命令書を作成し、総務課で決裁後、会計室に送付され、支出される。

2 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

総務課で管理している町長の公務予定等を記載する平成29年度版 安八町日誌にて、平成29年4月30日の予定について確認したところ、本請求の対象となる行事等の記載は確認できなかった。

そのため、町長に直接確認をしたところ、町長が使用している手帳と証言から以下のことを確認した。

- (1) 平成29年4月30日、町のイベントや行事でボランティア活動を精力的に行うなどして地域社会に貢献しているA団体の委員長を含む構成員12名と大垣市内において会合を行った。A団体は、地域の首長がその地域の分区長を務めるB団体と深い関連がある。なお、町長への出席依頼は、A団体の委員長より直接電話があったことを確認した。
- (2) この会合は、A団体のこれまでの活動や今後の方針等について話し合いをしたことを確認した。
- (3) 本請求事項は、その帰路に利用したタクシー代であることを確認した。
- (4) 会合に係る会費については、町長自らが支出をしており、町の負担はないことを確認した。

第6 判断にあたっての関係法令等について

1 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨が規定されている。

2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば、許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結論

本請求事項が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本件会合について検討した。

地方公共団体の首長である町長の公務の範囲は広範であり、文書として案内がされるものもあれば、町長に直接口頭や電話等で出席依頼がされる場合もある。

上記「第5 事実関係の確認」の「2 監査対象事項について」で述べたように、本件会合は、地域社会にボランティア活動で貢献しているA団体と町長との話し合

いの場として設けられており、町政の円滑な運営や維持発展に資するものであるといえる。そうであるから、本件会合は、首長である町長の職務の範囲内であり、公務と認められる。

よって、公務である本件会合に付随して支出された本請求事項は、町に損害を与えるものではないと判断する。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

地方公共団体の首長である町長の職務は広範で多岐にわたるため、公務か否かの判断をする際は、その内容について個別的に検討すべきである。

それゆえ、公務を証する書面等がないことから、ただちにそれが公務ではないとは言えない。

しかしながら、住民から不要な疑義を持たれることがないよう、一般職員であれば復命書を作成すべきである。地方公共団体の長である町長にあっても、職務の遂行にあたり、その公務としての裁量権は広範多岐にわたるとしても、公金を使う以上、公務と判定される要素については書き留めておくべきである。

また、タクシーチケットの使用の仕方及び支出の在り方等について検証し、このような疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に使用・対応をすべきである。